

研究論文

観光地域福祉の概念とその可能性に関する理論的考察

Theoretical Analysis for the Concept and Potential of Tourism-Welfare in Local Community

上野山 裕士

Yuji Uenoyama

和歌山大学観光学部観光教育研究センター

キーワード：観光、福祉、地域、持続可能な発展、観光地域福祉

Key Words : Tourism, Welfare, Local Community, Sustainable Development, Tourism-Welfare in Local Community

Abstract :

In Japan, the complementary nature of tourism and welfare in local communities has attracted attention as decentralization has accelerated. In this paper, a concept of Tourism-Welfare in Local Community is discussed from a theoretical viewpoint. The analysis reveals that homogeneity and heterogeneity exists in the relationship between tourism and welfare; and promotion of tourism or welfare in local community has multiple effects on community development, compensating for existing weakness. The concept of Tourism-Welfare in Local Community has the potential to facilitate sustainable development in local community.

I. はじめに ー研究の背景、目的、方法と論文の構成

本論は、観光と福祉という異なる領域が地域の中でどのように関わるのか、その特徴と可能性について理論レベルで検討しようとする試論である。

地方への注目が高まる現代日本において、地域活性化の柱として期待される観光と地域に住まう人びとのQOL (Quality of Life) の向上を目指す福祉は、ともに地域の持続的な発展を企図する上で不可欠な領域となった。地域の地理的、文化的特性に依存する観光と福祉は、国ではなく地方が自治に対する決定権を持つ地方分権の時代にこそ、そのあり方を独自に模索することができ、またそうすることが求められる領域である。近年、観光と福祉の領域横断への要請は高まっており¹、このような流れも地方への注目の高まりという背景に起因すると考えられる²。

先に述べた地域レベルで観光と福祉の領域横断、具体的にはユニバーサルツーリズム³などを促進していくためにはその手法を明確にしなければ実現は困難となる。とは言い、「ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり (バリアフリー観光地づくり) のための地域の受入体制強化マニュアル」(観光庁)において示されているように、地域における観光と福祉の領域横断には決まった形態があるわけではなく、地域に適した人材、組織を選定するとともに地域の実情に応じた手法を検討する必要がある。であるからこそ、その促進のためには観

光と福祉が地域の中でどのように位置付けられるかを理解し、その上で領域横断による新たな地域づくりについて検討することが求められる。つまり、ユニバーサルツーリズムの促進を地域として掲げたとしても、観光と福祉、互いの性質について理解することなく、利害関係のみに基づき (もしくは協働でなくいずれかが一方的に) 領域横断を目指すのであれば、意思決定や実践の段階で観光、福祉という二つの領域の間で齟齬や不具合が生じ、その円滑な促進が阻害されるおそれがある。高齢者や障害のある人びと、子どもたちにとって観光が開かれたものとなるために地域の受け入れ体制を強化するという社会的必要性がある以上、地域における観光と福祉の位置付けやその関わり合いを明確化することは今後の地域社会のあり方を考える上で検討すべき事項となる。

以上のような背景にもかかわらず、地域における観光と福祉の位置付け、さらにはその関わり合いについて論じた研究はこれまでにはほとんど見られない。後述するように「観光福祉」に関する先行研究は少なからず存在するが、それらは観光地のバリアフリー化などに代表される「観光のための福祉」や、障害のある人びとが観光コンテンツの創出に主体的に関わる取り組みのような「福祉をテーマとした観光」など、一方が他方の手段や目的となるケースを取り上げたものであり⁴、双方の関わり合いについて論じたとは言い難い。

もちろん、実践レベル、具体的には先に述べたユニバーサ

ルツーリズムの一つのモデルと捉えればそれらは重要な研究であり、その意義深さは言うまでもないことであるが、本論の関心は、地域における観光と福祉の理論レベルにおける関わり合いの様相を明らかにすることにある。なぜなら、観光と福祉との領域横断の試みにおいて、実践、現象のレベルのみでの検討ではなく、それぞれがどのような概念であり、何を目指す領域なのかという理論レベルの視点を取り入れることは、相互の本質的な理解、円滑な協働を可能なものにすると考えられるためである。先に述べたように、観光と福祉の領域横断は画一的な手法によって達成されるわけではないが、理論レベルでの観光と福祉の関わり合いの様相を描くことは、先進事例の分析による知見の蓄積と同様に領域横断に寄与するものと考えられる。そこで本論では、これまでの先行研究によって明らかにされてきた観光福祉の概念に地域という視点を加えた観光地域福祉について検討する。

以上の背景及び問題意識を踏まえ、本論の目的は、地方分権、地域内分権時代の地域における観光と福祉の理論レベルでの関係を明らかにすることとする。具体的には、観光、福祉が地域という文脈においてどのように論じられてきたかを理論レベルで検討し、さらにそれぞれの理論について擦り合わせを行うことで「観光地域福祉」の概念とその可能性を明らかにしていく。

最後に、本論の構成について示す。まず、第2節において本論の背景となる日本における地方分権改革について、その観光、福祉への影響とともに概観する。次に第3節で観光福祉についての先行研究を整理し、従来の観光福祉と本論のテーマである観光地域福祉の差異について明確化する。その上で、第4節では観光、また第5節において福祉について、それぞれ社会的背景や地域社会という文脈の上に立ち、理論レベルにおける議論へと掘り下げて検討する。第6節では、それまでの議論を踏まえて観光地域福祉の概念とその可能性について考察を行う。最後に、第7節で本論全体を通して得られた知見や残された課題について検討し、議論を締めくくる。

II. 日本における地方分権改革と観光、福祉

本論は、観光と福祉が地域という場においてどのように関わり合うのかを明らかにすることを目的としている。そこで本節では、地域について考える上で不可欠な地方分権改革の流れについて、近年の地方分権改革の嚆矢とされる1993年の「地方分権の推進に関する決議（以下、分権決議）」以降の動きを概観するとともに、本論の主題である観光、福祉分野への影響についても検討する。

1. 日本における地方分権改革の概要

先に述べたように、1993年の衆参両議院による分権決議は日本における昨今の地方分権改革の嚆矢とされている。ここでは、同決議を受けて施行された地方分権推進法（1995）

以降の動向に焦点化し、日本における地方分権改革を概観する。

地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とした地方分権推進法には、国から地方へと権限や財源を移譲させることの必要性や国と地方公共団体の役割分担などの内容が盛り込まれており、日本における地方分権改革の基本理念や方向性を示すものであった。また、同法を受けて2000年に施行された地方分権一括法とそれに伴い改正された地方自治法により、国から地方公共団体に委任される事務である機関委任事務⁵が廃止された。このことは国と地方公共団体を上下・主従の関係から対等・協力の関係へと転換させるもので、これに伴い地方公共団体が処理すべき事務は、地方の裁量の一部拡大する形で再編成され、法律上、地方分権は進展することとなった。

ただし現状では、自治体独自の事業を実施するための財源が十分に移譲されていないことも事実である。地方の財源については、小泉政権下における三位一体の改革により国から地方への3兆円の税源移譲を達成したものの、地方公共団体全体の財政収入において、主たる自主財源である地方税が占める割合は35%弱であり（『平成26年版 地方財政白書』による）、地方分権改革が目指す個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を考える上では不十分な状況にあると言わざるを得ない⁶。

とは言え、既に述べたように地方分権推進法の施行には一定以上の意義があり、その後も地方分権一括法が第4次法まで改正されたほか、地域自治区制度（2004）や集落支援員制度（2009）といった新たな制度が導入されるなど、地方分権をめぐる動きは継続されている。これらの動きにより地方自治の二要素である団体自治、住民自治はともにその拡充がなされ、日本における地方分権は徐々にではあるが、着実に発展の途にあるといえる。

2. 分権改革と観光、福祉

日本における分権決議以降の地方分権改革の流れは前節の通りである。それでは、一連の分権改革は本論の主題である観光や福祉分野にどのような影響を与えたのだろうか。前述のように観光と福祉はともに地域の地理的、文化的特性に依存する領域であり、国が画一的にその方向性を示すのではなく、地方公共団体が主体的に検討することが望ましい分野である。それゆえ、分権改革や分権の理念は両領域にとっても非常に意義深いと考えられる。

それぞれの領域と分権改革との関わりについて述べておくと、まず観光について、岡本（2009:64）は、「『観光振興』と『地域（地方）改革』の政策動向は、当初、相互に連動するものではなかったが、少しずつ共鳴し、最終的には地方改革の両側面と見られるような体制として完成することになった」と指摘する。岡本の議論を要約すると、三位一体の

改革などに代表される小泉純一郎首相（当時）の地方改革において強調された地方独自の財源の確保について、当初はIT、バイオ等への期待が高かったが、徐々に「地域における独自の工夫によって域内の経済が活性化される観光産業の振興」（同：65）への注目が高まり、それが観光立国推進基本法（2007）や観光庁の設立（2008）につながったという。なお、観光による地域の活性化については他にも、「今や、観光振興は、まちづくり、地域再生といったテーマと分かちがたく結びついて、地域活性化の切り札として、官民がこぞって熱い視線を注ぐこととなった」（萩原 2009:15）、「地域にとっても、観光は再生や活性化の有力な手段として期待される」（河藤 2009:1）などと評価されている。観光分野にとっても、バブル崩壊と時期にそれまでのマツツーリズムの限界、弊害が現出したために地域との結び付きについての注目が高まったという経緯もあり（大澤 2010）、分権改革はその環境整備を考える上でも不可欠であった。以上のように、分権改革により独自の財源を確保することが命題となった地方にとって、観光はその中心的な役割を担う存在であり、その意味で分権改革は観光への重要性をより高める契機となったといえる。

一方、福祉分野と分権改革については、2000年に社会福祉事業法が社会福祉法へと改正・改称されたことが大きな転換期となっている。地域福祉の推進が明文化された社会福祉法は、都道府県、市町村の福祉を総合的に推進するための地域福祉計画を法定化するなど市町村を基盤とした福祉の推進が社会福祉の主流となることを強調するものであった。福祉分野と分権についても少し時代を遡ると、1951年に施行された社会福祉事業法において社会福祉分野は機関委任事務として扱われていた。しかし1986年にはそのほとんどが国の事務と国庫負担の合理化・適正化を目指した法改正により団体委任事務（現在の自治事務にあたる）となり、さらに1990年の社会福祉関係八法の改正により、都道府県及び市町村に老人保健福祉計画の策定が義務づけられるとともに保健サービス、施設福祉・在宅福祉サービスについて市町村が全面的に責任を負うこととなった。そして先に述べた2000年代の社会福祉法の施行による地域福祉の主流化につながるのである。右田（2005:241）は以上の流れについて、1980年代までは「統制された分権であり、基礎自治体の側にいまだ統制への依存があった時期」であり、1990年代は「統制からのゆるやかな解放の時期であり、基礎自治体の主体力の発揮が触発された時期」であったと整理する。さらに右田（同：244）は、「改正地方自治法と社会福祉法という法的根拠を車の両輪として、地域福祉は『分権型社会の創造』に固有の位置と役割を担って、新しい局面を迎えた」と評価し、福祉分野の発展にとって地方分権が不可欠な要素であること、またその発展が分権型社会の創造に寄与することを指摘する。

以上では、日本において分権決議以降、地方分権は緩やかながら進展してきたこと、そして観光と福祉という二分野に

においてもそれぞれの背景から分権改革の必要性が論じられてきたことを確認してきた。既に述べたように、観光や福祉の発展にとって地方分権の制度的拡充は不可欠であり、またそれらの発展は地方分権の質の向上に寄与するものである。本論では、この点から次節以降で検討する観光福祉、さらには観光地域福祉が求められる背景には日本における分権決議以降の分権改革の流れがあると捉える。なお、ここでいう地方分権の質とは、その目的である個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現の程度を意味している。つまり、地方分権の流れは、多様化、複雑化する住民ニーズへの円滑な対応を可能にするというメリットを持つ反面、地域や住民に責任が丸投げされることによる地域間格差の拡大、また国家から移譲された権力を掌握することによる自治体、地域のミニ集権国家化という危険性を孕んでいる。これらの危険性を回避するためには、住民、行政、企業、その他の組織等が協働し、主体的に地域づくりを担っていくことが必要となる。そこで本論では、地域を単なる行政上の区画、特定の範囲ではなく、多様な主体により構成される、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す共同体と捉えることとする。

Ⅲ．観光福祉に関する先行研究

観光、福祉の特性について詳細に論じ、観光地域福祉について検討するのに先立ち、本節ではまず、観光福祉に関する先行研究を整理する。さらに観光福祉と観光地域福祉はどういった点で異なるのか、本論の関心や立ち位置についても明示することで次節以降の議論への基本的な姿勢を示すこととする。

1. 観光福祉の概念

観光福祉についての先行研究は乏しく、国立情報学研究所が運営する学術情報データベースであるCiNiiでは、「観光福祉」をキーワードとする検索結果はわずか8件（2014.9.11現在）となっている（なお、「観光地域福祉」は0件）。2013年に刊行された『観光福祉論』の「まえがき」においても「（観光福祉の）概念や意義などはわれわれが初めて位置づけるものである」（川村・立岡 2013: ii - iii）と述べられている。観光福祉の概念すら十分に確立されていない状況でなぜ観光地域福祉について論じるかということは次項で述べることとするが、いずれにせよ観光と福祉を結び付ける学術的な取り組みは未だ不十分である。ここでは先行研究での知見を整理するため、先に述べた川村・立岡及び吉川（2004a、2004b、2006）による観光福祉論を中心に観光福祉の概念について述べていく。

川村（川村・立岡 2013:6）は、観光福祉に着目する背景について、「（地域の自然や景観、歴史などを）行政と住民との協働によって観光資源化し、余暇の活用による楽しさや安らぎ、癒しをキーワードとした健康増進や社会参加、世代間交流、

生きがいの促進、地域振興を図っていくうえで、観光政策と社会福祉は密接な関係にある」ことを挙げている。次節以降で検討するように、行政と住民との協働は観光、福祉の双方にとって重要なキーワードであり、また観光が取り扱うテーマの多様性を鑑みれば、福祉が観光のテーマとして取り扱われることは十分に考えられる。その上で観光福祉の意義は、「従来の観光政策と社会福祉が融合し、人びとが余暇の活用による楽しさや安らぎ、癒しによって英気を養い、生活文化の創造と人間形成を図ることにある」(同:12)のだという。また川村(同:20)は、観光福祉を考える上では「楽しさ」、「安らぎ」、「癒し」が基本的なキーワードになるとも指摘している。これらの背景やキーワード、類型化に加え、観光福祉を学問として確立するには、「観光政策を従来の周遊(通過)型観光から滞在型観光、まち(地域)づくり型観光へと拡充し、地域振興を通じて観光政策を福祉化することが必要だ」(同:30)という指摘を踏まえると、川村・立岡が想定する観光福祉は、多様な形態が想定される観光のうち、福祉の向上に寄与するもの、またそのための基盤整備(観光地のバリアフリーなど)を意味していると考えられる。

次に、観光福祉の今一つの先行研究である吉川(2004a、2004b、2006)による観光福祉論について述べる。吉川(2004b:3)は、「観光福祉とは観光による福祉活動を意味し、観光のバリアフリー化(ハード・ソフトの両面)の促進によって障害をもつ人々の生命の発達に貢献しようとする概念である」と定義付ける。さらに吉川は別稿(2006:27-28)において、観光福祉が求められる背景には、「全ての人が健康を維持し想像力を蓄え、家庭の絆を強めるなど社会の発展を支えていくためには、労働と休息のバランスがとれた観光活動がすべての分野の人々にとって福祉としても当然保障されなければならないことであり、現在では観光活動自体が人の健康を維持し、回復し国民生活に必要な不可欠なものとして認識されている」ことがあるとも指摘している。吉川の議論を要約すれば、観光は人間が人間らしく生きていく上で不可欠であり、年齢や性別、障害の有無に関わらず、誰もが自由に観光活動を行うことは当然の権利であり、そのための環境はハード面のみならずソフト面(高齢者や障害のある人びとの観光活動に対する偏見等をなくしていくこと)においても環境整備を進めることが必要となる、ということになる。この指摘から、吉川は観光の福祉化を進めることが観光福祉の目的と捉えていると考えられる。

以上のように、川村・立岡は多様な形態が想定される観光のうち、福祉の向上に寄与するものとそのための基盤整備、また吉川は全ての人が自由に観光活動を行うためのハード、ソフト両面からの基盤整備をそれぞれ観光福祉と捉えている。これらの指摘から、これまでの先行研究において、観光福祉とは観光のための福祉及び福祉をテーマとした観光によって成立する領域であると考えられる。さらに、先行研究で論じら

れている観光福祉が基盤整備を主眼としていること、つまり、観光地を訪れる人びとの意思や選好を優先事項としている点もその特徴といえる。

2. 観光福祉と観光地域福祉

前項では、観光福祉について、川村・立岡、吉川の議論を参考に先行研究を整理した。ここでは、前項で述べた観光福祉と本論のテーマである観光地域福祉との差異について、観光福祉の概念すら十分に確立されていない状況でなぜ観光地域福祉について論じるかという点とともに論じていく。

既に述べたように、先行研究における観光福祉とは、観光のための福祉と福祉をテーマとした観光によって成立する領域であった。こういった視点は観光振興を考える上でも、また福祉政策を拡充させていく上でも重要であり、さらに観光と福祉というイメージの異なる二分野⁷が親和的であることの端緒を見出したという点で非常に意義深い。しかし、先行研究においては地域という視点が十分には検討されていない。もちろん、観光のための福祉が進んでいる地域はどこか、福祉をテーマとした観光はどの地域で行われているかといった記述は見られるが、地方分権の目的である個性豊かで活力に満ちた地域社会を目指す上で観光と福祉はどのように位置付けられるのかということまでは議論されていない。先に述べた、基盤整備を主眼とした観光福祉の考え方などはこの点をよく象徴している。

観光と福祉はともに地方分権推進の流れと時を同じくしてより注目が高まった分野であり、それぞれが地域の持続可能な発展のために重要であることは自明である。しかし、観光と福祉がユニバーサルツーリズムのような領域横断を目指す取り組みを企図するとき、それらが地域の中でどう関わり合うのかを明確化することでその推進に何らかの示唆を与えること、この点が本論の最大の関心なのである。さらに言えば、本論は、基盤整備という訪れる側の選考に基づく視点のみならず、受け入れる側、つまり地域にとっての必要性、価値という部分にまで言及することを目的としている。

これまでの観光福祉論は前述のように非常に意義深いものではあったが、【図1】に示すように、それはあくまで観光と福祉という異なる領域の中から関わりのある部分だけを抽出し、結び付けるという限定的な取り組みであるといえる。一方で、本論において検討する観光地域福祉論は、【図2】に示すように、観光と福祉は地域という場においてどのような関わりを持つのか、双方の同質性、さらには異質性にまで着目しながら検討するものである。つまり、この理論に基づく概念は、領域横断の結果として発現する観光福祉という実践、現象を支える基底概念となりえる。その意味で、観光福祉論と観光地域福祉論、双方の議論は相反するものでなく、むしろ実践と理論から多層的に観光と福祉の関わりを高めていく相互依存的な関係にあるといえる。



図1 従来の観光福祉論のイメージ（出所：筆者作成）

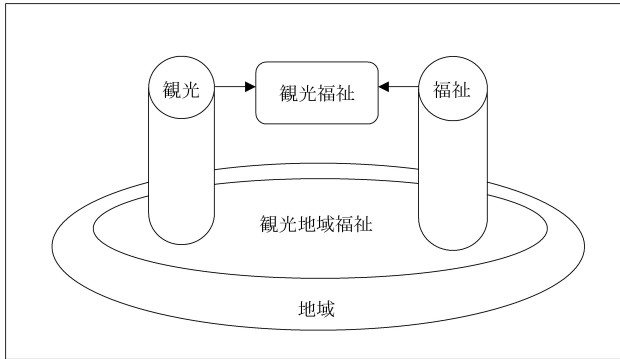


図2 観光地域福祉のイメージ（出所：筆者作成）

IV. 地域活性化の柱としての観光

本論は、地方分権時代における観光と福祉の地域レベルでの関わり合いの内実を明らかにすることで領域横断への示唆を導出することを目的としている。そこで本節及び次節では、地域における観光と福祉について理論レベルで論じていく。本節ではまず、観光という概念について概括的に示し、さらに観光と地域の関わりについて検討する。

1. 観光の二側面と地域への焦点化

観光という概念について、その定義が曖昧であることは先行研究においても多く指摘されている⁸。本論の主たる目的は観光の定義を明確化することではないため、ここでは加太(2008:31)による、「観光とは、近代市民社会の定住者が、一時的に離郷し、有償を前提にして気軽に楽しむために、他郷の風物を観に行き短期間滞在する現象に関わることどもの総体である」という定義⁹を援用することとする。なお、加太の定義は、様々な機関、論者による観光の定義のエッセンスを内包するものであり、観光の概念を概括的に理解するのに有効であると考えられる。

観光について考えてみれば、それが移動や見るということ、そしてその対象に関わるものであることは容易に想像できる。前出の加太(2008:31)は、観光について先に述べたように定義付けながら、その概念は、「観光者の行為」、「観光空間の様態」、「観光媒体の構造」の三つの要素より構成されると指摘している。

加太の議論を要約すると、三つの構成要素はそれぞれ、訪れる人、訪れる場(=受け入れの場)、人と場をつなぐもの、を意味している。なお、観光空間について、その二面性を強調するためにここでは訪れる場(=受け入れの場)と表現している。もちろん観光空間という一つの場について論じているた

め、双方の差異を明確化することは容易ではないが、訪れる場としての観光空間は、訪問者の訪れたいという気持ちにどう寄り添うかを重視しており、受け入れの場としての観光空間は、訪問者をどう受け入れるか、そのためにどのような観光空間を形成するかに焦点を置いている。その意味で、地域の側から考えれば前者は訪問者のニーズに合わせるという意味で受動的な面を持ち、後者は自ら訪問者をどう受け入れるかを決定していくという点で能動的、主体的な面を持っているといえる。また、加太は観光空間の重要な役割として、訪れる人を惹きつけ、情報を提供し、彼女／彼らが快適な時間を過ごせるようハード、ソフトの両面からサポートすることを挙げており、その点からも受け入れの場としての観光空間のあり方を検討することは不可欠な視点であることが分かる。

また、観光空間について、加太(同:50)は規模の大小に基づき、「スポット」、「中空間(町・街・地区)」、「広域」に分類されるとした上で、「観光策定側は、その範囲を想定して検討するべきだが、実際には、これが曖昧にしたまま行われることが多い。特に、観光物(たとえば、文化財的建築や自然物)と観光地域(行政単位や地域)の区分もなく、またそれらに存在する種々の対象区分もあいまいなまま、漠然と、与えられたある空間の振興策を検討しても成果が上がりくい」と指摘している。この点も受け入れの場としての観光空間のあり方を検討するための前提として、非常に重要なものとなる。

以上の視点を踏まえ、観光空間の捉え方(訪れる場か、受け入れの場か)と観光空間の規模という二点から本論における観光に対する立ち位置を明示しておく。まず、観光空間の捉え方について、本論は既に述べたように、地方分権下における観光のあり方に着目している。つまり、双方は個性豊かな地域を自主的に形成していくことを目的としており、当然、主体性に焦点化して論じることが本論において採用されるべき姿勢となる。よって本論においては、観光空間を訪問者の受け入れの場として捉えることとする。また、観光空間の規模については、本論の背景として地方分権改革があることを勘案し、基礎自治体及び基礎自治体内の狭域エリア(具体的には小学校区や中学校区)を想定したものとする。なお、加太による「スポット」、「中空間(町・街・地区)」、「広域」の分類を用いれば、「中空間」を中心に、場合によっては「広域」(ただし、最大でも市レベル)までを包摂したエリアが上の規模に該当する。本論では、観光空間について以上の捉え方と規模設定を用いて議論を進めていく。

2. 地域における観光振興

ここでは、先に示した観光空間の捉え方とその規模を踏まえ、地域における観光について検討していく。

地域と観光を結びつける最も大きな要因は何かと考えてみれば、それは本節の表題でもある地域活性化の柱としての観光

への期待である。観光は人の移動に関わるものであるから、地域外からの訪問者の当該地域における宿泊、購買、鉄道・バス・タクシー等を利用した移動などの行動が地域の外貨¹⁰獲得につながるということは容易に想像できる。つまり、額賀(2008:13)が指摘するように、「人口減少で落ち込む地域の購買力(需要)を底上げするために、交流人口の増加が不可欠になった」人口減少社会においては、「人の訪れる地域は発展し、人の訪れない地域は衰退する」のであり、その意味で、観光は地域の活性化を考える上で、「最も基本的な産業となる」のである。

地域経済を活性化させる原動力としての観光の価値は上に述べた通りであるし、やはり、それが地域と観光を結びつける基本的な視点となることに疑う余地はない。しかし、地域経済を活性化させるということだけを考えるのであれば、何も観光だけに固執する必要はない。例えば、企業誘致や地場産業の活性化など、地域外から人が訪れるということに力点を置かず外貨を獲得する方法も考えられる。もちろん、地域経済を活性化するための手法は一つである必要ではなく、観光を含めた多種の産業の中からそれぞれの地域が自ら選択し、集中的に支援を行っていくことになるわけであるが、それでも、観光が基本的な産業であるとされる以上、観光が何らかの付加価値を持っていると考えるのが自然であろう。それでは、その付加価値とはどのようなものか、地域と観光を結びつける他の視点について、「地域の環境への配慮」、「多様な地域における実現可能性」、「地域における伝統、文化の保持」、「地域形成との関わり」の四点から検討する。

一点目は、地域の環境への配慮である。山村(2006:3)が「地域特有の宝を掘り起こしてこれを守り育て、その情報を広く発信していくことによって、観光資源としての価値が一層高められる」と指摘するように観光空間においてまなざしを向けられる対象は自然物であれ、建造物であれ、地域特有の宝である。それを大切に守っていくためには地域の環境を保全することは必要不可欠な命題となる。この点は、大気汚染等による環境破壊のリスクがある工場誘致等の方策に比して、観光が地域の持続可能な発展(sustainable development)に寄与するものであることを示している。

二点目は、多様な地域における実現可能性である。マスツーリズムからオルタナティブツーリズムへという流れの中でグリーンツーリズムやエコツーリズムといった新たな観光の形態が台頭してきたことは周知の事実であるが¹¹、これは単に景勝地や建造物、文化財などといった資源に依存する観光から、地域の環境や文化を守ることという地域や人びとの生活に根ざした観光へという価値の変容を示すものである。この価値の変容は、やや極端な言い方をすれば、景勝地、文化財などの資源を持つ地域によって占有されていた観光という領域を全ての地域に対して開放する契機となったといえる。もちろん、全ての地域に観光による地域活性化の可能性があるとと言っても、

その地域が観光客にとって訪れたい場所でなければ観光振興は実現しない。であるからこそ、観光振興について考えることはすなわち地域を見つめ直すことにつながり、より地域に合った活性化の方法を模索する出発点となりえるのである。

三点目は、地域における伝統、文化の保持である。この点は、既に述べた一点目、二点目にも関わることであるが、観光の対象物は有形無形を問わず多様であるため、地域における伝統や文化も地域特有の宝と捉えることができる。観光は既に述べたように、地域特有の宝を大切に保持していく取り組みであり、そのような地域特有の宝は、地域の伝統や文化に深く根ざしたものであることが多い。その点で、観光振興を推進していくことは、地域の伝統や文化について見つめ直す機会となる可能性もある。前出の加太も、観光とは文化の問題であると指摘する。つまり、グローバル化の波や日本中の都市の様相が同質化(いわゆる金太郎飴のような地域)しつつある社会背景の中で、観光の価値は「卓越する郷土の風物や郷土らしい演出や伝統・誇り・美意識・帰属意識などアイデンティティにかかわる問題として観光をとらえなおすこと」(加太2008:54)によってのみ見出されるのだという。観光以外の産業が地域間の同質化を推進するものであるとすれば、観光は他地域との差別化、地域の多様化を図る取り組みである。ここに、なぜ観光が地方分権や観光立国という言葉が目指す、個性豊かで活力に満ちた社会を主体的に構築していくための原動力として期待されるのかという問いに対する回答がある。

最後は、地域形成との関わりである。既に述べてきたように、観光は地方分権改革と深い関わりを有しており、必然的に地域形成との関連の強さも想定される。その関連の内実について検討してみると、主体性、協働、意思決定など、双方について論じる上で不可欠なキーワードがいくつか浮かび上がってくる。

まず、主体性について大橋(2009:7)は、「地域住民の観光への関与についていえば、住民の関与があるからといって観光事業が必ず成功するという保証はないが、しかし反対に、住民の関与がない場合には必ず観光事業は不成功に終わるだろう」と指摘し、政府主導でなく地域主導、住民主導による観光振興の必要性について論じている。主体性については、伝統や文化との関わりについて論じた部分でも述べたように、観光は地域のアイデンティティと深い関わりを持っており、それは個々人のアイデンティティや愛郷心の総体であると考えれば、地域の主体性が欠如した観光振興などは空虚なものであり、ここで挙げてきた観光の付加価値なども忽ち実体を失うことは明らかである。

また、協働について、大橋(2010a:153)は、「地域としての、観光地の一般的特性」の1つとして、「1つの地域は、通常の企業のような単一の組織体ではなく、多くの自立的な経済単位(企業、団体、家庭等)から成る統合体であり、通常の企業のような統一的行動をとるのが実に困難なこと」を挙

げている¹²。さらに大橋は続けて、そういった特性を持つ地域において観光地形成を進めていくには多様な組織による協働¹³が重要となること、また協働による観光地形成を考える上では「資源」、「観光地としての必要な活動や行動」、「観光地としてのコンセプト」がキーワードとなることを指摘する。これら3つのキーワードは、全て地域における意思決定にも関わるという点も重要である。山本（2009:35）がこのような地域における協働¹⁴を「フォーマル、インフォーマルな活動を問わず、何よりもまず政治にかかわるものであり、地域レベルでの集団的意志決定の新しい形態」と表現するように、地域において多様な主体が対等な関係を構築し、そして物事を決定するという構造や過程そのものが地方分権改革後の新たな潮流であり、この点からも観光と地域形成の密接な関係が窺える。

本項では、現代日本において観光は地域経済を活性化するための柱として期待される観光について、特に地域という文脈でどのように論じられてきたかについて示した。観光は地域の環境への配慮、多様な地域における実現可能性、地域における伝統、文化の保持、地域形成との関わりという4つの視点から他の地域経済活性化の手法と差別化され、それらの特徴ゆえに地域の持続的発展の旗手として期待されるのである。とは言え、地域経済の活性化が観光によってのみ成立するというわけではなく、他の産業分野と足並みを揃え、先に挙げた視点を前提もしくはコンセプトとして共有しながら地域経済の発展というものについて検討する必要がある。

V. 地域福祉の考え方とその意義

前節では、地方分権推進改革以降により注目が高まった観光について、その概念を概括的に理解するとともに、地域という文脈での観光の可能性について述べた。本節では、時を同じくして社会福祉のメインストリームとなったとされる地域福祉について、その考え方と推進の意義について論じていく。

1. 地域福祉の考え方

地域福祉は、2000年に施行された社会福祉法において地域福祉の推進が明文化されたことを契機に社会福祉の「メインストリーム（主流）になった」（大橋 2006:4）とされる社会福祉の一分野¹⁵である。高度経済成長期を経て成熟社会となった日本において、国民の価値観、ニーズが多様化、複雑化し、それまでの中央集権体制によるトップダウン型国づくりが限界を迎え、ボトムアップ型国づくりの必要性が論じられるようになったという背景を鑑みれば、地域性に基づき地域における福祉のあり方を模索する地域福祉の重要性の高まりは当然の流れといえる。

もう少し具体的に地域福祉の必要性について考えてみると、近年、地域社会において孤独死など高齢者に関わる問題、虐待など子どもが被害者となる事件、無縁社会という言葉に象徴されるようなつながりの希薄化など、生きづらさを感じてい

る人びとの存在が顕在化している。また先に述べたような多様化、複雑化は単に個々人の価値観やニーズに関してのみならず、地域を取り巻く状況についても当てはまる。例えば都市部と農村部、平地と山間地、過疎地域と過密地域など、地理的条件、文化、価値観、社会資源などは地域によって大きく異なる。先に述べたような生きづらさを感じている人びとが、多様な地域において自分らしく心身ともに豊かに暮らしていくためには、国家レベルの社会福祉による画一的な法整備、サービス提供だけでは対応しきれず、公助・共助・自助という3つのレベルから「あらゆる住民のユニバーサルな生き方が可能になるような支援の輪」（上野谷 2006:52）を構築しようとする地域福祉の推進が有効と考えられる。

そこでまず本項では、地方分権時代の地域社会のあり方や地域の持続的発展をテーマとする本論にとっても有用であると考えられる右田紀久恵の自治型地域福祉論について紹介し、地域福祉についての概括的な理解を試みる。さらに次項では、右田の議論をベースにしなが、地域福祉が強調する視点についてより深く検討していく。

右田（2005:12-16）は、地域福祉と地方自治の相互依存性を強調した上で、地域福祉とは、「生活の形成過程で住民が福祉への目を開き、地域における計画や運営への参加をとおして、地域を基礎とする福祉とみずからの主体力の形成、さらに、あらたな共同社会を創造していく、固有の領域」であり、その「内実化が地方自治の構成要件の一つとして住民「自治」に連動」し、その概念は、「公共性を含んだ全体関係=地域的な公共関係」としての「あらたな『公共』¹⁶の構築」を含むと指摘している。右田の指摘を要約すると、地域福祉とは、住民の参加を通じた主体形成と地域における福祉の向上、そして発展的には住民自治による地域社会の構築を目指すものであるといえる。

さらに右田（同:17）によると、地域福祉は地域の福祉（社会福祉サービスの質・量の向上）とは異なり、「あらたな質の地域社会を形成していく内発性¹⁷（内発的な力の意味であり、地域社会形成力、主体力、さらに、共同性、連帯性、自治性をふくむ）」を基本要件としており、この内発性が「個レベル（個々の住民）と、その総体としての地域社会レベル（the community）の両者をふくむ」こと、自治はつねに「内発性をベースとした個人の自治を基礎にして、そのうえに集団の自治、地域協働社会の自治を重層的に積みあげた、連立構造という全体的な構造」であるという。つまり、住民自治による地域社会の構築を目指す地域福祉の向上のためには、地域と地域住民がともに内発的な力を高め、協働の原理に基づく自治を小さなレベルから経験的に積み上げていくことによって達成されるというのである。

また、右田は、自治や内発性という内側からの力を重視すると同時に、地方分権といった外側からの制度改革（右田はこれを「外発的改革（revolution）」と呼んでいる）も重要で

あると述べており、さらに、内発的発展と外発的改革の結節点に参加の概念が存在しているとも指摘している。参加についての右田の議論を整理すると、個人の主体性のあらわれとしての内発性を、参加システムを介してあらたな「公共」の構築へと向けていくことで地域福祉が拡充していくというのである。つまり、参加とは、個人意思によって実現されるという意味で内発的であり、地域、国家のシステムとして参加の価値が保障される必要があるという意味では外発的な概念なのである。

右田(2005:12)が「生活の形成過程で住民が福祉への目を開き」と指摘するように、福祉は個人生活そのものに関わる領域である。その上で、個人生活様式やその水準の多様化(水準の多様化については格差の広がりとも表現できる)が進展していることを勘案すれば、人びとの生活の質の向上を第一義的な課題とする社会福祉が、より人びとの生活に近い場所で、つまり地域¹⁸において展開されることが期待されるのは当然の流れと考えられる。そして、そのような生活の質の向上が自治と関わりあうこと、右田の言葉を借りれば、地域福祉と地域の福祉は異なるということもその大きな特徴である。

2. 地域福祉論が強調する視点

ここでは、地域福祉論の内実についてより深く検討するために、いくつかのキーワードを掘り下げて検討する。具体的には、前出の右田も地域福祉の推進には不可欠と指摘している住民の主体的な関わりや地域の内発性を伴う発展に関連して「主体形成」と「参加」、「外部の視点・支援」について、さらに前節で取り上げた観光とも共通するトピックとして「意思決定」について言及する。

まず、主体形成について、大石(2010:53)は「自己の欲望と社会関係に規定される存在である人間が、それらに『客体』として振り回されるのではなく、それらをコントロールする『主体者』となること」によって地域福祉における主体形成¹⁹が達成されると述べている。また、上野谷(2006:40)は、地域社会の中で住民は「地域福祉型・まちづくりの主体者」としての自覚を持ち、「互いに上手『迷惑』をかけあいながら、『生きる術』を作法として身につける必要」があり、その作法を「地域の問題解決システム」にしていくことで「あらゆる住民のユニバーサルな生き方が可能になるような」(同:52)福祉コミュニティが構築されると述べている。この指摘は、地域福祉における住民の主体形成にとって他者との交流、相互学習が不可欠であることを示唆している。

以上より、地域福祉における主体形成とは、地域住民が他者との信頼関係に基づく交流や学習の中で、内発性、生きる術と表現されるような自己の生活や地域社会を主体的に創造していく力を獲得していくプロセスであると考えられる。

次に、参加である。参加と参加を通じた主体形成について

は政治学の分野において古くから活発に議論されており、アーンスタインによる「市民参加の八階梯」²⁰(ladder of citizen participation)がよく知られているが(Arnstein1969)、ここでは地域福祉の分野で参加がどのように論じられてきたかについてのみ言及しておく。和気(2006:374-5)は、地域福祉における参加には、①サービス利用過程への参加、②サービス提供過程への参加、③意思決定過程への参加という三つの次元が存在し、それらは「地域の福祉問題(ニーズ)に“気づき”、それらを“共有し”、自らの力で“解決しよう”とする」過程であると指摘している。さらに澤田(2006:357)は、地域福祉活動への参加・参画には前提段階である「参加の場の形成」から最終段階である「住民自治型福祉への展開」まで8つの段階があり²¹、地域住民は様々な活動や経験を通じて主体性を持った存在へと変容していくことが期待されるとしている。

三点目の外部の視点・支援については、二つのレベルで求められているということを留意しなければならない。一つには、宮城(2006:130)が住民主体の小地域福祉活動を推進するためには「地域の外部からの支援を含めた組織的・計画的な取り組み」が必要となると指摘するように、住民や地域の内発性を発展させるために専門的な技術支援や助言、内部からでは気が付きにくい地域の強みの発見などをサポートすることを意味している。さらに今一つ、右田が指摘するところの外発的改革の必要性についても、別の次元の支援としてしっかりと捉えておく必要がある。つまり、前述のように地域が外部からのサポートを得ながら内発的に発展していったとしても、そのような地域の自主性、さらに言えば地域自治・住民自治を制度的に保障する仕組みがなければ発展は一定のレベルで頓挫する可能性が大いにあるのである。

また、地域福祉についても観光同様、意思決定はその推進を考える上で非常に重要な要素となる。住民、組織が地域福祉の向上に対して積極的に行動しても、それらが連携することなく、個々の利益だけを主張するのであれば、地域福祉の総合的な推進を実現していくことは困難になるし、ともすれば住民、組織同士が足を引っ張り合うことになり、かえって地域福祉を退行させるおそれがある。その意味で、宮城(同:131-132)が指摘するように、地域福祉の推進には公共性、代表性を備えたオーガナイザーが不可欠となるし、そのような組織が「自律性、問題解決能力、権力の分散のバランス」(上野谷2006:51)を携え、意思決定を主導していくことで真に地域福祉の質が向上していくと考えられる。

本節では、地方分権や地域内分権という潮流の中で、その重要性が論じられている地域福祉について述べてきた。地域福祉とは、単に地域における福祉サービスの質・量を拡充させることなく(それらも不可欠ではあるが)、地域の主体性の強化、住民の参加、そして多様な主体による協働など、地方分権の流れが重視する種々の概念を内包するものである。だからこそ、地域福祉は公助(行政サービス)だけでな

く、自助（自分でできることは自分で）や共助（地域の中で助け合いながら）の必要性を強調する。その中で本節では、主体形成、参加、外部の視点・支援、意思決定といったキーワードに着目しながら地域福祉について論じた。

以上で述べてきた地域福祉の概要やいくつかの視点は、あくまでモデルとして一般化された地域福祉論に過ぎない。言うまでもなく、全ての地域はそれぞれの歴史、文化、特性を持っており、ここで述べた考え、視点のみで地域福祉の質が必ず向上するというわけではない。既に述べたように、地域福祉の向上は、常に地域性と創造性を重視する内発的発展の考えと不可分なものなのである。であるからこそ、地域福祉における内発的発展の実現は、それぞれの地域の現状、課題、さまざまな地域性に基づき、必要な地域福祉サービスや地域のあり方を住民自身の手によって模索し、作り上げていくことによってはじめてその緒に就く取り組みだといえる。

VI. 考察 一 観光地域福祉の概念とその可能性

本論の目的は、観光と福祉との領域横断への要請の高まりを背景に、それぞれについて理論的に検討することにより地域における双方の位置付け、関わり合いの様相を明らかにし、その特性を観光地域福祉という新たな概念として提示することにある。本節では、これまでの議論を踏まえ、観光地域福祉の概念とその可能性について考察を行う。

具体的には、まず、観光と福祉の理論的な性質上の共通点と相違点を同質性及び異質性と捉え、前節までの議論に基づき検討する。次に、それらの同質性や異質性が領域横断にとってどのような意義があるかについて論じる。そして最後に、観光地域福祉の概念とは何か、その可能性と併せて提示する。なお、本節はこれまでの議論に基づき展開するため、以下では観光とは地域活性化の柱としての観光を、福祉とは地域福祉をそれぞれ表す。

1. 観光と福祉の同質性

前節までの観光、福祉についての理論的精査を踏まえ、ここでは「主体性」、「地域への感情」、「他者との関わり」という3つのキーワードからその同質性について論じる。

まず主体性について、観光と福祉を考える上で双方にとって地域主体による推進がキーワードとなることはそれぞれの理論について論じた部分で言及した通りであるし、観光や福祉の実践の場が地理的、文化的条件が異なる地域であることを考えれば当然のことといえる。重要なのは、ここで言う主体性が住民参加や地域主体の協働による意思決定といった理念を内包する概念だということである。つまり、観光や福祉について地域で決めると言いながら実際は自治体や他の特定の主体によって決定権が掌握されるのであれば、結局のところトップダウンと何ら変わりなく、地域という場で観光や福祉を考える意義は忽ち消え失せてしまう。であるからこそ観光や福祉は、

地域に住まい、地域を知る住民の参加を、そして地域に関わる多様な主体による協働を強調する。もちろん、それらの原理を取り入れれば万事解決するというものではなく、住民の参加の質を高めていくこと²²やより良い意思決定の方法²³についても検討する必要があるが、いずれにせよ、主体性が観光と福祉の同質性の1つとなることは確かであろう。

次に、地域への感情である。観光が地域活性化の柱として期待されている点、つまり他の産業と差別化される点として、それが環境に配慮し、地域の伝統や文化を守りながら地域特有の宝を育てていくという視点をもつ領域であることは既に述べた。であるからこそ、観光は、地域住民の地域への感情、より具体的に言えば愛着や誇り、アイデンティティに寄り添う地域形成を可能にする。この点は福祉についても同様で、例えば山間地域に暮らす高齢者が都市部ほど手厚いサービスを受けられず、地理的条件から移動も困難であるという場合、感情を抜きに考えれば、山間地域を離れ、都市部に移住することでいくつかの生活課題は解決する。しかし、それでもその土地を離れないのは地域への愛着や誇り、アイデンティティに関わる要因による部分が大きいと考えられる（当然、経済的要因などの他の要因が存在しないわけではないだろうが）。つまり、観光と福祉はともに地域住民の感情と非常に関わり深い領域なのである。

最後に他者との関わりである。他者との関わりについては、より細かく、「他者の視点」と「他者の承認」に分けて考えることができる。

前者については、観光や福祉に限らず地域形成に関する諸分野で多く聞かれる、地域内で生活、活動する主体が自分たちの地域を客観的に見ることは容易ではないため、地域外の視点を取り入れることが有効となる、という考え方を意味している。

また後者は、観光と福祉がともに不可避的に異質な他者との出会い、交流を包含する分野であることに関わる議論である。つまり、観光は人の移動に関わる領域であり、他者が地域を訪れなければ成立しない。ここで言う他者は、外国人や高齢者、子ども、障害のある人びとなど、自らにとって異質である場合も大いに考えられる（ここに差別の意図はないが、他者の多様性を強調するため、あえて「異質」という表現を用いる）。異質な他者との交流の機会、経験が少なければ、当初は戸惑いや緊張、ともすれば偏見を伴うものであるが、様々な異質な他者と交流することでようやく、外国人、高齢者、子ども…といったレッテルが無意味であること、つまり異質な他者を人格ある個人として捉えることが可能になる。このような視点については、「あらゆる住民のユニバーサルな生き方が可能になるような支援の輪」（上野谷 2006:52）の構築を目指す福祉の領域においても同様のことがいえる。つまり、観光と福祉は人びとの多様性に触れ、考える機会が特に多い領域であり、であるからこそ、他者の承認をより強く意識する領域となる。

以上で述べたように、観光振興、福祉の推進を考えると、そのプロセス（協働、住民参加）のみならず、インパクト（他者への承認、地域への感情の醸成）においても共通する性質を得している。プロセスの同質性については、いずれかの推進がもう一方の推進にも寄与すると考えられ、さらに地域形成に関わる諸分野にとっても意義深いものとなる。その意味で、観光と福祉は地域の自治力を高めていく取り組みとしての学習の場という性質を有しているといえる。同様に推進のインパクトについても相乗的に高まると考えられ、さらに言えば地域における公共性²⁴やソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）²⁵の原理の浸透にも寄与するものである。とは言え、ここで挙げた点はあくまで相乗効果の可能性について言及したものであり、双方を一体的に推進することの意義としては不十分である。次項で観光と福祉の異質性について論じることでその意義についても検討していきたい。

2. 観光と福祉の異質性

「近代市民社会の定住者が、一時的に離郷し、有償を前提にして気軽に楽しむために、他郷の風物を観に行き短期間滞在する現象に関わることどもの総体」（加太 2008:31）を意味する観光と、「生活の形成過程で住民が福祉への目を開き、地域における計画や運営への参加をおして、地域を基礎とする福祉とみずからの主体力の形成、さらに、あらたな共同社会を創造していく、固有の領域」（右田 2005:12-16）である福祉の異質性について考えると、その定義を鑑みても多くの差異があることは容易に想像できる。むしろ、双方が異質であることは当然とさえいえるかもしれない。そこでここでは、それぞれを推進していく上での課題に着目しながらその異質性について検討することとした。

まず、観光振興を考える上での課題は、前節で述べた地域主体、住民参加、協働の担保や地域住民の観光振興への理解など多くが考えられるが、その中でも観光地を全ての人にとって開かれた場にするには喫緊の課題となる。つまり、年齢や性別、障害の有無に関わらず、全ての人が観光から得られる楽しみや喜び、癒しを享受できるような空間を創出することが必要となるのである。これは吉川（2006）による、ハード面のみならずソフト面においても観光のための福祉が整備される必要があるという議論に通じるものであるが、本論はその整備のために観光福祉という新たな領域を創設し対応していくというより、福祉はそれらの課題を解決していくための実績を一定程度蓄積していると捉える。つまり、観光分野にとっては観光客の範囲を高年齢者や障害のある人びとに広げていくことは新たに考慮すべきトピックであるが、福祉分野では高年齢者や障害のある人びとの包摂は言わば前提とされる命題となっている。

次に、福祉を考える上で最も大きな課題の一つに、財政の問題がある。国レベルでも社会保障費の高騰が叫ばれ、自

治体レベルで福祉を考える上でも、地域の実情に即した自主的な取り組みを行うための財源不足は深刻な問題となっている²⁶。このような背景を考えれば、地域経済活性化の柱と位置付けられる観光の存在は福祉にとっても心強い。もちろん、観光による収益を全て福祉に充てる必要があるなどと論じるつもりはないが、その分配方法を考えるとき、福祉の拡充が観光振興、さらには地域全体の発展にも寄与することを理解しておくことで、より効率的、効果的な財源の活用が可能となるかもしれない。また観光は、地域レベルの財政のみならず、個人個人の経済状況の改善にも寄与する可能性がある。福祉という文脈で論じれば、障害、特に知的障害や精神障害のある人びとの経済的自立は特に大きな課題と捉えられており²⁷。このような状況を鑑みれば、観光は彼女／彼らに就労の機会を直接的、もしくは間接的に提供し、経済的な自立を支える一助となる可能性を有しており、そのような意味でも観光は福祉の弱みを補完する存在となりえる。

以上のように、観光と福祉の異質性について、それぞれが持つ課題に着目して考えたとき、双方は地域という場で互いの弱みを補完しあう関係にあるといえる。もちろん、観光や福祉の課題はここで挙げたもののみではないし、地域ごとに異なるものと考えられる。それでも、観光と福祉を個別で考えるだけではその弱みについて、その対応について改めて検討する段階が必要となるが、それらを総体的に捉えることで観光や福祉がより円滑に推進される可能性があることは確かである。このような広い視野は、地域社会の持続可能な発展の実現にも大きく寄与すると考えられる。

3. 実践としての領域横断への意義

前項まで、観光と福祉の同質性及び異質性について、地域活性化の柱としての観光、地域福祉の考え方をを用いて論じてきた。

まず同質性については、主体性、地域への感情、他者との関わりという3つのキーワードを手掛かりに検討した。その結果、観光振興と地域福祉の推進は、プロセス（協働、住民参加）と、インパクト（他者への承認、地域への感情の醸成）という二つの側面で共通する特性を有していることが明らかとなった。ここで挙げたプロセスやインパクトは、観光や福祉という個別の領域にとって必要であると同時に、地方分権推進の目的である個性豊かで活力に満ちた地域の創造、換言すれば地域の自治力の向上にも寄与する特性である。さらに、これらの特性は、一方での学びが他方においても活かされる、言わば経験知として蓄積するため、一方が高まればもう一方も高まるといふ相乗的な性質を持っていると考えられる。

また異質性について、観光と福祉が持つ課題に着目しながら論じた。具体的には観光地を全ての人にとって開かれた場にするのを観光の課題、また地域の財源不足及び個人個人の経済的自立を福祉の課題として取り上げた。ここで取り上げた

観光と福祉の課題はあくまで一部でしかないが、観光の課題にとっては福祉が、また福祉の課題にとっては観光が、課題解決の糸口となりえることが明らかとなった。その意味で、観光と福祉は地域という場において、互いが補完的な役割を担っているといえる。

それでは、このような相乗的、補完的な性質、また互いの本質について理解することは、観光と福祉の領域横断という新たな地平の開拓にとってどのような意義があるのだろうか。

本論冒頭で紹介した、観光庁によるユニバーサルツーリズム推進のための地域の受入体制の強化への取り組みなどは、実践としての領域横断の一例と考えられる。このような取り組みを従来の観光福祉論の枠組み、つまり実践レベルで捉えれば、観光と福祉の関係者、組織がその具体的な方法について検討し、それぞれの強みやスキルを活用しながら受入体制の強化という目的を達成していくことになる。このような取り組みはそれ自体が意義深いものであるが、観光地域福祉論の視座に立てば、受入体制の強化という実践は目的であり、同時にさらに広い展開への出発点となる。つまり、受入体制の強化は、集客数や障害者雇用の増加だけではなく²⁸、地域住民の生活の質の向上にも寄与する可能性がある。具体的には、集客数の増加による収入の増加は地域サービス(福祉サービスを含む)をハード、ソフトの両面での整備を可能なものとするし、障害者雇用の促進は障害のある人びとの自立を支えるだけでなく、障害の有無や年齢、性別などにかかわらず多様な人が交流する機会を創出し、そのような機会は地域に住まう人びとにとって多様性と向き合い、それを承認していく契機となりえる。

さらに言えば、観光と福祉という異なる領域が集い、物事を決定するというプロセスは地域の自治を考える上でも効果的なトレーニングとなる。地域における受入体制の強化がもたらす副次的、発展的な効果は他にも考えられるが、重要なのは、観光と福祉が連携し、さらに領域横断を試みる際、眼前にある目的を達成した時点で立ち止まるのではなく、それがどのような広がりをもつ取り組みなのかをしっかりと見据えておくことである。これは、地方分権の目的である個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現という永続的な取り組みを絶えず前進させていくためにも不可欠な視点といえる。

以上のように、観光地域福祉の概念は、観光と福祉の領域横断を試みる実践に対し、それらの同質性及び異質性、さらにはそれぞれがもつ特性の地域における位置付け、関わり合いの視点から、実践のさらなる発展、深化を下支えする存在なのである。

4. 観光地域福祉の概念とその可能性

本論では、観光と福祉は地域という場においてどのような関わりを持つのか、その様相を明らかにすることを目的に考察を行い、それらは互いに発展に関わるプロセスとインパクトの質を

相乗的に高め、それぞれの課題を補完しあう存在であることが明らかとなった。さらにそのような関わり合いの様相、つまり観光地域福祉は、観光と福祉の領域横断を試みる実践を支える基底概念となりえることも本論における考察により得られた知見である。

以上の議論、考察を踏まえ、観光地域福祉は何かということを変えて考えると、それは、持続可能な発展を目指す地域の中で観光と福祉が互いの弱みを補完しながら相乗的に質を高め、地域の自治力を向上させていく取り組みを支える基底概念であるといえる。地方分権という自主性、自立性が特に強調される社会的背景の中で観光と福祉に対する注目が高まったことは決して偶発的なものでなく、それら自身もまた、地方自治と同様に自主性・自立性を高めることなしには成立しえない領域であることに起因する。その意味で、観光地域福祉は、観光、福祉という枠組みを越えて、地域とそこに暮らす人びとを豊かにするための新たな手法を提示する可能性を有している。観光のために、福祉のために、ではなく、観光や福祉は地域やそこに住まう人びとのために何ができるのか、そのためにどのような方策が考えられるのかという視座に立つことで、地域の自治力の向上、地域の持続可能な発展のための道筋が次第に明らかとなるのではないだろうか。

Ⅶ. おわりに

観光地域福祉について検討することは、既に述べたように観光、福祉という枠組みを越えて、地域とそこに暮らす人びとを豊かにするための新たな手法を提示する可能性を有している。さらに言えば、観光と福祉という枠組みを越えようとする取り組みは、地域に内在する諸領域の枠を取り外し、地域が真に一体となって持続的に発展していくロジックの構築に重要な示唆を与えると考えられる。この点は、観光、福祉についての諸議論、そして観光福祉に関する先行研究においては十分に言及されておらず、その意味で、本論における考察から導出された新たな知見といえる。

最後に、今後に向けた研究の課題について述べる。

第一に、観光と福祉の同質性、異質性については、本論では地域レベルに焦点化して論じたものの、観光、福祉ともに、内包する分野が多岐にわたる領域であり、やや幅のある議論となってしまった。今後は議論的を絞り、より深い考察を行うことで理論的に精査していきたい。

第二に、本論では、観光地域福祉について理論的な考察を行ったが、これはあくまで理論研究に基づく仮説生成を行ったにすぎない。今後は観光地域福祉の概念を枠組みとして用い、地域形成の事例を分析することで仮説について検証、修正を行うことで質の高い理論構築を目指したい。

既に述べてきたように、地域にはそれぞれ、自分たちの文化や伝統、地理的条件があり、その様相やあり方をモデルとして一般化していくことには限界がある。それでも地域をめぐ

る細やかな発見を蓄積し、そこから得られた新たな知見を提示することは、地域の持続可能な発展にとって、少なからず意義のあるものである。観光地域福祉に関する研究は緒に就いたばかりではあるが、地域に関する新たな知見の生成にとっても価値あるものにすべく、今後、多角的、多層的な視野での研究が求められる。

【引用・参考文献】

- Arnstein, S.R. (1969) A Ladder Of Citizen Participation. *Journal of the American Institute of Planners* 35.4: 216-224.
- Fishkin, S.J. (2009) *When the people speak: deliberative democracy and public consultation*, Oxford University Press (= J.S. フィッシュキン著、曾根泰教監修、岩木貴子訳 [2011] 『人々の声が響き合うとき : 熟議空間と民主主義』 早川書房).
- 福原宏幸編著 (2007) 『社会的排除 / 包摂と社会政策』 法律文化社.
- 萩原愛一 (2009) 「観光立国と地域活性化をめぐる」 『レファレンス』 59 (9) :7-23.
- 井口貢 (2008) 『観光学への扉』 学芸出版社.
- 加太宏邦 (2008) 「観光概念の再構成」 『社会志林』 54 (4) :27-62
- 観光庁観光産業課 (2014) 『ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり (バリアフリー観光地づくり) のための 地域の受入体制強化 マニュアル』 (<http://www.mlit.go.jp/common/001032660.pdf> 2014.5.29 最終閲覧).
- 観光庁観光産業課 (2014) 『ユニバーサルツーリズムの普及・促進に関する調査 報告書』 (<http://www.mlit.go.jp/common/001039432.pdf> 2014.5.29 最終閲覧).
- 川村匡由・立岡浩編 (2013) 『観光福祉論』 ミネルヴァ書房.
- 河藤佳彦 (2009) 「観光による新たな地域振興」 財団法人 自治体国際化協会、政策研究大学院大学比較地方自治研究センター 『分野別自治制度及び運用に関する説明資料』 (12) :1-17.
- 久木田純 (1998a) 「総括 / エンパワーメントのダイナミクスと社会変革」 『現代のエスプリ』 (376) :183-194.
- (1998b) 「概説 / エンパワーメントとは何か」 『現代のエスプリ』 (376) :10-34.
- 宮城孝 (2006) 「住民主体による小地域福祉活動の意義と可能性」 . 上野谷加代子、杉崎千洋、松端克文編 『松江市の地域福祉計画』 ミネルヴァ書房.
- 永田祐 (2011) 『ローカル・ガバナンスと参加—イギリスにおける市民主体の地域再生』 中央法規.
- 中野章 (2001) 「「ガバナンス」の概念と「市民社会」」 『月刊自治研』 43 502: 14 - 23.
- 額賀信 (2008) 『観光統計からみえてきた 地域観光戦略』 日刊工業新聞社.
- 大橋謙策 (2006) 「新しい社会福祉の考え方」 日本地域福祉学会 (2006) 『新版・地域福祉事典』 中央法規: 4-5.
- 大橋昭一 (2009) 「コミュニティ基盤観光経営理論の諸類型 —観光地コラボレーション理論の形成—」 『観光学』 (1) :1-13.
- (2010a) 『観光の思想と理論』 文眞堂.
- (2010b) 「観光の本義をめぐる最近の諸論調 —「観光とは何か」についての考察—」 『経済理論』 (353) :19-48.
- 大石剛史 (2010) 「主体形成を促進する福祉教育推進プラットフォームのあり方に関する考察」 『日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要』 Vol.16:53-62.
- 大澤健 (2010) 『観光革命 体験型・まちづくり・着地型の視点』 角川学芸出版.
- 岡本純也 (2009) 「地方分権化と観光政策 : グローバリゼーションと地域文化の活性化」 『一橋大学スポーツ研究』 (28) :63 - 66.
- 岡村重夫 (2009) 『新装版 地域福祉論』 光生館.
- 齋藤純一 (2000) 『公共性』 岩波書店 .
- 佐竹真一 (2010) 「ツーリズムと観光の定義 —その語源的考察、および、初期の使用例から得られる教訓—」 『大阪観光学紀要 開学 10 周年記念号』 (10) :89-98.
- 澤田清方 (2006) 「地域福祉実践と住民参加」 日本地域福祉学会編 『新版 地域福祉事典』 :356-357.
- 総務省編 (2014) 『平成 26 年版 地方財政白書』.
- 総務省自治行政局過疎対策室 (2005) 『地域内発型産業の確立による地域経済の自立促進 ~「外貨獲得」と「地産地消」による過疎地域の活性化』.
- (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/pdf/jiritu.pdf 2014.3.1 最終閲覧)
- Swedish Association of Local Authorities and Regions (2007) *The Economy Report. SALAR.*
- 田村哲樹 (2008) 『熟議の理由 民主主義の政治理論』 勁草書房.
- 鶴見和子・川田侃編 (1989) 『内発的發展論』 東京大学出版会.
- 宇賀克也 (2013) 『地方自治法概説 第5版』 有斐閣.
- 右田紀久恵 (2005) 『自治型地域福祉の理論』 ミネルヴァ書房.
- 上野谷加代子 (2006) 「福祉コミュニティの創造にむけて」 上野谷加代子・杉崎千洋・松端克文編. 『松江市の地域福祉計画』 ミネルヴァ書房.
- 上野山裕士 (2010) 「ソーシャルインクルージョンを基底とした地域ガバナンスに関する研究」 『地域福祉研究』 (38) :88-97.
- United Nations Statistics Division, Statistical Office of the European Communities, Organisation for Economic Co-operation and Development & World Tourism Organization (2008) *Tourism Satellite Account: Recommended Methodological Framework 2008: World Tourism Organization.*
- 山本隆 (2009) 『ローカル・ガバナンス —福祉政策と協治の戦略』 ミネルヴァ書房.
- 山村順次 (2006) 『観光地域社会の構築—日本と世界』 同文館出版.
- 吉川道雄 (2004a) 「観光福祉 序論 II 新たな研究領域である「観光福祉」活動とマーケティング : 観光福祉ボランティア活動は障害者の「真の友人」となりえるか」 『第一経大論集』 33/34 (4/1) :15-46.
- (2004b) 「観光福祉 序論 III 観光福祉のマネジメント : 観光立国と観光福祉インタラクト」 『第一経大論集』 34 (2/3) :1-29.
- (2006) 「観光福祉 序論 IV 観光福祉教育 : 人材育成から人材育成へ」 『第一経大論集』 35 (4) :25-59.
- 和気康太 (2006) 「住民参加の次元と機能」 日本地域福祉学会編 『新版 地域福祉事典』 :374-3.
- 全国社会福祉協議会 (2011) 『全社協福祉ビジョン 2011』.

【注】

- 1 観光立国推進基本計画 (2012) は「高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備」について特に観光地のバリアフリーの視点から論じている。
- 2 2014年3月に観光庁観光産業課によりとりまとめられた「ユニバーサルツーリズムの普及・促進に関する調査 報告書」及び「ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり (バリアフリー観光地づくり) のための地域の受入体制強化 マニュアル」では、ユニバーサルツーリズムの促進のために地域の受入体制を強化することの重要性が指摘されている。
- 3 上記のマニュアルにおいて、ユニバーサルツーリズムは「すべての人が楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行」と定義されている。
- 4 「観光のための福祉」、「福祉をテーマとした観光」という表現は筆者独自のものであるが、川村・立岡 (2013.30) も、観光福祉論を学

間的に確立するための課題として、観光政策の福祉化及び福祉政策の観光化の必要性を挙げており、一方をベースとして他方についても考慮することが観光福祉を考える上での基本的な視座と想定されていることが分かる。

- 5 機関委任事務について、宇賀（2013）は、国の施策を実施するにあたり、出先機関を新たに設置する必要がなく効率的であること、さらに地方公共団体が国の事務を行うことで民意が反映されやすくなるという意義はあるものの、本事務の執行に関して地方公共団体は主務大臣の下級行政機関と位置付けられるため、実質的には主務大臣の命令に従わなければならないという問題点があると指摘している。
- 6 地方分権国家として知られるスウェーデンでは、日本の都道府県にあたる地方公共団体の財政収入に占める税の割合が72.4%、市町村にあたる地方公共団体では68.4%であり（Swedish Association of Local Authorities and Regions2007）、それぞれの地方公共団体が、地域の特性に応じた事業を展開している。
- 7 吉川（2004b:5）は、観光福祉は、「観光という優れてポジティブなイメージをもつ語と、どちらかといえばネガティブなイメージが多い福祉という語」を結び付けることで、新たなイメージを創出するものであると指摘している。
- 8 加太（2008:27-28）は、観光について明確な定義付けがなされない要因として、「観光は「常識」であり、万人の行う周知の行為であるから、定義をするまでもない」、「観光には、さまざまな分野や側面が存在するために、一律な定義になじまない」という二つの理由を挙げている。観光の定義の困難さについては、大橋（2010b）、佐竹（2010）などを参照。
- 9 加太（2008:31）は、自らの定義について、「ただし、これでも厳密な意味で定義とはならない。定義に用いられた用語そのものの概念についての説明が必要であるからである」と述べている。
- 10 『精選版 日本国語大辞典』（小学館）によると、外貨とは、「①外国の貨幣。貿易などによって得られる外国からの収入。外国通貨で示される手形であるため、外国為替も含む。②外国から来る品物」を意味するものであるが、「経済活動を通して地域外から地域内に流入するお金」（総務省自治行政局過疎対策室2005:18）というように、国家間ではなく地域間での資本の流動を指し示す場合もある。
- 11 マスツーリズムからオルタナティブツーリズムへのプロセスについては井口（2008）などを参照。
- 12 なお、大橋が指摘する今一つの一般的特性とは、「地域の観光事業はその土地に密着していること」である。
- 13 大橋（2010a）は、多様な主体の協働を「コラボレーション」という言葉を用いて表現しており、さらに観光地形成という文脈においてそれはイノベーションを伴うものである必要があると指摘する。このような協働の内実まで精査することは重要な視点ではあるが、本論においては紙幅の都合上、多様な主体が協働することの必要性を概括的に理解するにとどめる。
- 14 山本（2009）は、地域における協働（彼の表現を借りれば、「多様な諸機関の地域レベルにおける相互作用の態様」（同:35））をローカル・ガバナンスという用語で表現する。ガバナンスとは、近年様々な場面で用いられる概念であり（詳しくは中邨（2001）、永田（2011）など）、その定義や意義については統一された見解は確立されていないが、多様な主体が対等な関係を構築し、物事を決定、実施していく、という基本的な枠組みについては共有されているといえる。本論では、ガバナンスという言葉が持つ多義性により議論が曖昧になることを避けるため、協働という言葉を用いている。
- 15 一般社団法人日本社会福祉学会は2012年1月現在、地域福祉を始め、児童福祉、高齢者福祉、家庭・家族福祉など25の分野を社会福祉学の専門分野として設定している（詳しくは、「一般社団法人日本社会福祉学会 入会のご案内」（http://www.jssw.jp/procedure/pdf/admission_guide_2011_01.pdf 2014.3.14 最終閲覧）を参照）。

- 16 右田（2005）は、あたらしい公共と対極の位置にある「旧い『公共』」について、「個の利益より全体の利益が優先するという考え」から、しばしば地域住民や援助を必要とする人びとを切り捨てる手段として用いられてきた概念であるとしている。具体的には、公共事業の名のもとに進められてきた道路整備等の大規模事業や、効率化、合理化を最優先課題として進められる多額の政策全般を指す。
- 17 内発性を伴う地域社会について論じた理論のひとつに内発的發展論がある。内発的發展論の代表的論者である鶴見和子は内発的發展を「それぞれの地域の生態系に適合し、地域の住民の生活の基本的必要と地域の文化の伝統に根ざして、地域の住民の協力によって、発展の方向と道筋をつくりだしていくという創造的な事業」と定義している（鶴見・川田1989）。
- 18 地域福祉における「地域」がどのような規模を示しているかについては統一的な見解があるわけではないが、地域福祉の推進に関する事項について一体的に定めることとされている地域福祉計画は市町村単位で策定されていること、さらに一部の市町村ではより狭小なエリア（小学校区など）において地区地域福祉活動計画が策定されていることを鑑みれば、地域福祉における「地域」は、概ね小学校区から市町村を想定していることがわかる。
- 19 ここでいう主体形成とは、「社会的に差別や搾取を受けたり、自らコントロールしていく力を奪われた人々がそのコントロールを取り戻すプロセス」（久木田1998a:11）を意味するエンパワメント（久木田はエンパワメントと表記している）と同質もしくは近似した概念であると考えられる。
- 20 アーンスタインの「市民参加の八階梯」には様々な訳語が充てられているが、本論では岡村（2009:89-90）の訳語を用いた。
- 21 澤田は「地域福祉活動のステップアッププロセス」について、①参加の場の形成、②善意の一方通行的福祉活動、③当事者との協働（当事者の主体性重視への芽生え）、④学びや気づきを通して彼我の問題としての認識（ブーメラン現象）、⑤断片的認識から福祉課題への整理と目標・計画の策定、⑥市町村地域福祉計画等への反映、⑦住民と行政の役割分担、福祉政策への協働対応、⑧住民自治型福祉への展開の8段階があると指摘している。
- 22 この点については、3節で触れたアーンスタイン（1969）による「市民参加の八階梯」の議論や久木田（1998a、1998b）によるエンパワメントについての議論等が参考となる。
- 23 より良い意思決定の方法として、近年、熟議民主主義への注目が高まっている。熟議民主主義については田村（2008）、フィッシュキン（2011）などを参照。
- 24 公共性については様々な論者によって定義も異なるが、本論では齋藤（2000）による「閉鎖性と同質性を求めない共同性、排除と同化に抗する連帯」という定義を援用することとする。
- 25 ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）とは社会的に排除、疎外された人びとの社会復帰を促す取り組み、または社会的な排除、疎外に対抗する理念。詳細については、福原（2007）など。
- 26 全国社会福祉協議会（2011:i）による「全社協福祉ビジョン2011」においても、福祉サービスの量的・質的拡充を考える上では財源確保が重要であることが述べられている。
- 27 2013年に施行された「障害者総合支援法」においても障害者の就労支援を含めた地域での自立生活支援のあり方が重点的に検討されている。
- 28 前出の『ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり（バリアフリー観光地づくり）のための 地域の受入体制強化 マニュアル』では、「受入拠点づくりを進める効果」として、「観光客の増加、観光産業の活性化」、「障がい者雇用や福祉産業の観光分野への展開」が挙げられている。

受理日：2015年1月7日